阿賀野市立幼稚園管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年１２月２８日

阿賀野市教育委員会

教育長　神　田　武　司

阿賀野市教育委員会規則第３号

阿賀野市立幼稚園管理運営に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市立幼稚園管理運営に関する規則（平成１６年阿賀野市教育委員会規則第２０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿賀野市立認定こども園管理運営に関する規則

第１条中「幼稚園」を「認定こども園」に、「認定こども園法」を「就学前保育等推進法」に、「第１０条」を「第１１条」に改める。

第２条第２項を削り、同条第３項中「幼稚園のうち認定こども園法」を「就学前保育等推進法」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「幼稚園」を「認定こども園」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項中「幼稚園」を「認定こども園」に改め、同項を同条第４項とする。

第３条の見出しを「(学級編制、修業年限等)」に改め、同条第１項中「幼稚園に入園できる者は、満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とし、」を「認定こども園の学級編制は、学年の始めの前日において３歳から小学校就学の始期に達するまでの、同じ年齢の幼児で編制し、」に改め、同条の表阿賀野市立安田幼稚園の部を削り、同表阿賀野市立認定こども園京ヶ瀬幼稚園の部中「２学級」を「１学級」に改める。

第３条の２第１項中「前条第１項」を「子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項第１号（以下「１号認定子ども」という。)」に、「子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項第２号又は第３号」を「同条第１項第２号（以下「２号認定子ども」という。）又は第３号（以下「３号認定子ども」という。)」に改め、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　認定こども園の認可定員は、次のとおりとする。

認定区分	定員
１号認定子ども（教育認定子ども）	５１人
２号認定子ども・３号認定子ども（保育認定子ども）	７５人

第４条中「幼稚園」を「認定こども園」に改める。

第６条第３項中「１２月３１日」を「１２月２９日」に改める。

第６条の２中「幼稚園」を「認定こども園」に改め、同条第１号を削り、同条第２号

を同条とする。

第７条の見出し及び同条第１項を次のように改める。

（教育及び保育の内容）

第７条　認定こども園の教育及び保育の内容は、幼稚園の教育要領及び保育所方針に基づく保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を作成するものとする。

第９条中「幼稚園」を「教育及び保育」に改める。

第１０条中「幼稚園に」を「１号認定子どもとして」に改め、同条に次の１項を加える。

２　２号認定子ども・３号認定子どもの認定を受けようとするときは、阿賀野市子ども・子育て支援法施行規則（平成２７年阿賀野市規則第３１号）第５条によるものとする。

第１２条第１項中「保護者」を「１号認定子どもの保護者」に改め、同条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　２号認定子ども・３号認定子どもが休園しようとするときは、阿賀野市保育の必要性の認定基準、保育所の利用手続き等に関する規則（平成２７年阿賀野市規則第４３号。以下「保育所の利用手続き等に関する規則」という。）第８条によるものとする。

第１４条第１項中「保護者」を「１号認定子どもの保護者」に改め、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　２号認定子ども・３号認定子どもが退園しようとするときは、保育所の利用手続き等に関する規則第８条によるものとする。

第１６条第１項、第１８条及び第１９条中「幼稚園」を「認定こども園」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。